

最終更新日：2017年6月21日
株式会社リクルートホールディングス
代表取締役社長兼 CEO 峰岸 真澄
問合せ先：03-6835-1111

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

【コーポレートガバナンス・コード 原則 2-1、3-1 (1)、(2)】

当社グループには、「リクルートグループ経営理念」として「私たちは、新しい価値の創造を通じ、社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す。」とのミッション（目指す姿）と、「新しい価値の創造」・「社会への貢献」・「個の尊重」というウェイ（大切にしている考え方）という揺るぎのない理念があります。

この経営理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、社会及び地域等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく上で、コーポレート・ガバナンスを重視しております。

経営戦略及び経営計画につきましては、次の当社ホームページに掲載しております。

日本語：http://www.recruit.jp/ir/management/managerial_policy.html

http://www.recruit.jp/ir/library/upload/report_201704_pm_jp.pdf

英語：http://www.recruit-rgf.com/ir/management/managerial_policy.html

http://www.recruit-rgf.com/ir/ir_news/upload/report_201704_pm_en.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各項目を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの「基本原則」について、下記方針を採用しております。

1. 株主の権利・平等性の確保【コーポレートガバナンス・コード 基本原則1、原則1-1】

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、積極的な情報開示及び円滑な議決権行使のための環境整備に努める。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 2】

リクルートグループ経営理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政、地域社会等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく。

3. 適切な情報開示と透明性の確保【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 3】

法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、コーポレートガバナンス・コードの各原則において開示を求められている事項等について、主体的に開示を行う。

4. 取締役会等の責務【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 4、原則 4-1、4-3】

取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担う。また、法令で定められた専決事項に加え、経営理念、コーポレート・ガバナンス体制、連結業績やグループのレピュテーションに大きな影響を与えうる業務執行の決定を行う。一方で、迅速な意思決定の重要性に鑑み、代表取締役社長に業務執行権限を一定の範囲において委譲し、その執行状況を監督する。

取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を負い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する。

5. 株主との対話【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 5、原則 5-1】

IR 業務を専任で担う部署及び IR 担当役員を設置し、株主との対話を促進する。機関投資家からの面談依頼に対して合理的な範囲で応じるとともに、個人株主からの問い合わせについても対応できる体制を整備する。

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる「原則」「補充原則」のうち、以下項目については本報告書上で詳細を記載しております。

- ・ 原則 1-4:2-2
- ・ 原則 1-7:2-2
- ・ 原則 3-1:1-1, 2-1 及び 2
- ・ 補充原則 4-1-1:2-2
- ・ 原則 4-8:2-2
- ・ 原則 4-9:2-1
- ・ 補充原則 4-11-1:2-2
- ・ 補充原則 4-11-2:2-1
- ・ 補充原則 4-11-3:2-2
- ・ 補充原則 4-14-2:2-2

- ・ 原則 5-1:1-1, 3-2

また、上記以外の「原則」についても、本報告書上において、「原則」の番号を付した上で、その対応状況について記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上 40%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
凸版印刷株式会社	37,700,000	6.66
大日本印刷株式会社	23,700,000	4.19
株式会社電通	21,000,000	3.71
リクルートグループ社員持株会	18,220,360	3.22
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	17,746,173	3.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,735,000	3.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,417,700	3.08
株式会社TBSテレビ	11,110,000	1.96
日本テレビ放送網株式会社	11,110,000	1.96
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	10,500,000	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	D	e	f	g	h	i	j	k
大八木 成男	他の会社の出身者								△			
新貝 康司	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役を選任している理由 (独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大八木 成男	○	<p>【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-11-2】</p> <p>帝人株式会社の取締役会長、JFEホールディングス株式会社の社外監査役、公益社団法人経済同友会の副代表幹事を兼任しております。</p> <p>帝人株式会社と当社との間には、当社グループの人材派遣事業等における取引関係がありますが、定型的な取引であり、重要な事項はありません。JFEホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。公益社団法人経済同友会と当社との間には、取引関係がありますが、定型的な取引であり、重要な事項はありません。</p>	<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 3-1 (5)】</p> <p>大八木成男氏は、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っており、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たしていただいていると判断していることから、社外取締役として適任と考えております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独自の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しています。</p>
新貝 康司	○	<p>【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-11-2】</p> <p>日本たばこ産業株式会社の代表取締役副社長を兼任しております。</p> <p>当社グループと日本たばこ産業株式会社の間には取引関係が</p>	<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 3-1 (5)】</p> <p>新貝康司氏は、海外企業の買収等を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っており、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たしていただいている</p>

	<p>ございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。</p>	<p>と判断していることから、社外取締役として適任と考えております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独自の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しています。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取 締役 (名)	社外取 締役 (名)	社外有 識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明

指名委員会及び報酬委員会における「その他」構成員は、社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況【コーポレートガバナンス・コード 原則3-2】

<p>当社の監査体制は、監査役監査、監査法人による専門的な立場からの会計監査を主体とした監査及び内部監査から構成される三様監査を採用しております。監査役監査及び会計監査は法定監査であり、内部監査は経営トップの意志に基づき、内部統制システムについて独立的評価を行うとともに社内不祥事を防止することを主眼とする任意監査ですが、内部監査室、監査役及び会計監査人との相互連携については、監査役会において会計監査人及び内部監査室から適宜それぞれの監査の方</p>

法と結果について報告を求める他、主として常勤監査役が定期的に、個別に情報交換を行っております。内部監査室においても、監査役ないし監査役会から要請があった場合には、適宜報告及び情報交換を行う他、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	E	F	g	h	I	j	k	l	M	
井上 広樹	弁護士														○
西浦 泰明	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由 (独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
井上 広樹		【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-11-2】 長島・大野・常松法律事務所	【コーポレートガバナンス・コード 原則 3-1 (5)】 井上氏は、長年、弁護士として培ってきた法律知識を有し、かつ経営実務にも精通しております

		のマネージング・パートナーを兼任しております。	す。社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っており、当社の経営全般の監視において適切な役割を果たして頂いていると判断しております。
西浦 泰明	○	【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-11-2】 該当事項はありません	【コーポレートガバナンス・コード 原則 3-1 (5)】 西浦氏は、米国公認会計士として培ってきた会計知識を有し、シリコンバレーを中心にビジネスアドバイザーとして多くの日本企業の米国進出を支援してきた経験を有しております。その高い見識や豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から発言をし、当社の経営全般の監視において適切な役割を果たして頂けると判断していることから、社外監査役として適任と考えております。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当社が定める独自の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-9】</p> <p>当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に加え、原則として、以下の全てを満たす候補者を独立役員に選定する方針です。</p> <p>(1) 候補者又は候補者が業務執行者である法人が当社株式を保有する場合は、議決権所有割合で10%を超えないこと</p> <p>(2) 直近事業年度の取引において、候補者又は候補者が所属する法人への売上が、当社の連結売上高の1%未満であること</p>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-2】
<p>当社は、2016年6月21日に開催された第56回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び専門役員（以下「取締役等」という。）への新たなインセンティブプランとして、株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しております。</p> <p>当社グループは、長期ビジョンとして、2020年を目途に人材領域においてグローバル No. 1となることに加え、2030年を目途に販促領域も含めた当社グループが提供する全ての事業領域においてグローバル No. 1のマッチングプラットフォームを展開する企業グループとなることを掲げております。当該長期ビジョンの実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、役員報酬の長期インセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型の株式報酬制度である本制度を導入しました。</p> <p>（制度の概要）</p> <p>本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）の仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を参考にした役員に対するインセンティブプランで、役位及び業績目標達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する、株式報酬型の役員報酬制度です。</p>

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

-

【取締役報酬関係】

開示状況	一部のものだけ個別開示
------	-------------

該当項目に関する補足説明

【コーポレートガバナンス・コード 原則 3-1(3)】
<p>取締役・監査役・社外役員に区分した報酬等の種類別（固定報酬、短期インセンティブ、長期インセンティブ、退職慰労引当金等）の総額を開示しています。また、報酬等の額が1億円以上である取締役の報酬等の種類別の額もあわせて開示しています。</p> <p>(1) 2017年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;"><u>役員区分/支給員数/報酬等の総額/固定報酬/短期インセンティブ/長期インセンティブ/退職慰労引当金等</u></p>

取締役（社外取締役を除く）/4名/826百万円/250百万円/129百万円/445百万円/2百万円
 監査役（社外監査役を除く）/3名/68百万円/66百万円/—/—/2百万円
 社外役員 /5名/53百万円/53百万円/—/—/—

(注1) 取締役の報酬限度額は、1991年6月開催の第31回定時株主総会において月額50百万円以内とすることが決議されております。

(注2) 監査役の報酬限度額は、2017年6月開催の第57回定時株主総会において月額10百万円以内とすることが決議されております。

(2) 2017年3月期に係る個別役員毎（連結報酬等の総額が1億円以上である者に限る）の報酬等の額は、以下のとおりです。

氏名/役員区分/会社区分/総報酬/固定報酬/短期インセンティブ/長期インセンティブ/退職慰労引当金等

峰岸 真澄/代表取締役/提出会社/302百万円/85百万円/41百万円/175百万円/0百万円
 池内 省五/取締役/提出会社/168百万円/55百万円/27百万円/85百万円/0百万円
 草原 繁/取締役/提出会社/186百万円/55百万円/31百万円/100百万円/0百万円
 佐川 恵一/取締役/提出会社/168百万円/55百万円/27百万円/85百万円/0百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年3月期に、2017年3月期以降の役員報酬について、以下の通り決定しております。

(1) 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は、以下を基本方針としております。

- ア. グローバルに優秀な経営人材を確保できる報酬水準とする
- イ. 役員を目標達成に動機づける、業績連動性の高い報酬制度とする
- ウ. 中長期の企業価値と連動する報酬とする
- エ. 報酬の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものとする

(2) 報酬水準の考え方

報酬水準については、外部のデータベースサービスをもとに世の中の大手企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定しております。

(3) 報酬構成

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員等の報酬は、「固定報酬」（金銭報酬）、事業年度ごとの個人評価等に基づく「短期インセンティブプラン」（金銭報酬）及び事業年度ごとの連結業績達成率等に基づく「長期インセンティブプラン」（株式報酬）で構成します。2019年3月期までの「長期インセンティブプラン」の業績目標指標は既存事業のEBITDA（注1）を採用しますが、2019年3月期

に関しては、2017年3月期に設定した調整後EPS（注2）目標の達成度も勘案し支給水準を決定します。「長期インセンティブプラン」の業績連動係数の範囲は0%～150%とします。また、報酬構成においては、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、業績連動報酬及び株式報酬の比率を設定しております。具体的には、「固定報酬」を基準として、「短期インセンティブプラン」は固定報酬の50%程度、「長期インセンティブプラン」は固定報酬の50%～200%程度としております。なお、社外取締役、監査役の報酬につきましては、「固定報酬」のみとします。

なお、長期インセンティブプランの業績目標指標としては、期中に実行される事業売却によるEBITDAの増減額を反映させた数値を用います。また、その場合においても、調整後EPSに関しては2017年3月期に設定した水準は変更いたしません。

（注1）既存事業のEBITDA：株式取得等により新たに連結を開始する子会社の業績を控除した既存事業におけるEBITDA（営業利益＋減価償却費±その他の営業収益・費用）

（注2）調整後EPS：調整後当期利益（注3）／（期末発行済株式数－期末自己株式数）

（注3）調整後当期利益：親会社の所有者に帰属する当期利益±調整項目（注4）（非支配持分帰属分を除く）±調整項目の一部に係る税金相当額

（注4）調整項目：企業結合に伴い生じた無形資産の償却額±非経常的な損益

（4）ガバナンス

役員の報酬等の妥当性や透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする評価委員会及び報酬委員会を設置しております。役員の報酬額については、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役については評価委員会、報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて、監査役については監査役の協議に基づき決定しております。

なお、社外取締役の選定に当たり、東京証券取引所の定める独立性基準だけでなく、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの識見や、社外取締役の職務と責任を全うできることを考慮して選定しております。

また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役

取締役会事務局にて、社外取締役が業務執行取締役の業務執行を適切に監督できるよう、各種のサポートを行っております。具体的には、取締役会の議案概要の事前説明、経営戦略会議等の重要会議の審議内容の報告、その他の情報提供を行っております。

社外監査役

監査役補佐担当が、会議資料の事前配布・説明、各種情報提供など、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行 【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-1-1】

当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題を、取締役会及び経営戦略会議等にて決定しております。

取締役会は原則として月1回及び四半期ごとに実施しており、全ての取締役(5名)と監査役(4名)を構成員としております。

経営戦略会議は代表取締役社長 CEO の諮問機関であり、原則として毎月2回開催しております。執行役員を兼ねる取締役(3名)、コーポレート担当執行役員(3名)、常勤監査役(2名)を構成員としております。

加えて、戦略的なマネジメント単位として Strategic Business Unit (戦略ビジネスユニット、以下「SBU」という。)及び各 SBU 配下のカンパニーを設置し、経営戦略会議から SBU 及びカンパニーに一部権限委譲を行っております。

また当社は、業務執行機能の強化を目的に、執行役員制度及び取締役兼執行役員制度を導入しております。

経営陣に対する委任の考え方として、一定金額以上の投資案件や基幹人事等の、当社のコーポレート・ガバナンス及び連結業績に多大な影響を与える議案については取締役会において決裁し、それ以外の議案については、経営戦略会議等で決裁する運用としております。委譲範囲については決裁権限規程を制定の上、実効性を都度見直し、取締役会にて年度に1度以上の改定を行っております。

(2) 監査・監督 【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-4、5、6、7、8】

当社は企業統治形態として監査役会設置会社を選択しております。

取締役会においては、独立性の高い社外取締役を2名選任しております。また、適切な候補者を常に一定数確保するために、社外有識者を招いたミーティングを定期開催するなどの取組みを実施しております。当社は、インターネット技術等の当社を取り巻く事業環境が著しく変化する点を踏まえ、毎期、コーポレート・ガバナンス体制及び取締役要件を検討し、適任と考えられる候補者を選出する方針です。そのため、取締役に占める独立社外取締役の員数について定量的な基準は設けておりませんが、上記の取組みにより、現時点において5分の2(3分の1超)の独立社外取締役を選任しております。

経営戦略会議においては、少なくとも1名以上の常勤監査役の参加を成立要件とすることで、監督機能の強化を図っております。

監査役会は2名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成され、原則として月1回の頻度で監査役会を開催し、経営の監督に努めております。なお、2017年6月20日開催の第57回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

内部監査体制については、執行部門から独立した監査部門として内部監査室を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として内部統制推進室を設置することで、内部牽制機能の強化を図っております。

会計監査業務につきましては、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士が執行しております。

(3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との責任限定契約

当社は社外取締役及び監査役の全員との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 指名、報酬決定等

【コーポレートガバナンス・コード 原則3-1(3)(4)、4-10、4-11、補充原則4-11-1】

取締役会の全体としての規模に関する考え方として、当社の会社規模、機能を考え、将来的に各機能ごとに専任の取締役を置く可能性、及び、社外取締役を適切な人数を選任することに鑑み、11名以内とするのが、必要十分な取締役数と考えております。現時点では、現行の取締役の員数が妥当と考えております。また、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性については、執行役員を兼ねる取締役が協議の上、毎期、コーポレート・ガバナンス体制及び取締役要件を検討し、適任と考えられる候補者を選出する方針です。

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの識見等を考慮の上、取締役・監査役の職務と責任を全うできる適任者を候補者として選定する方針です。また、経営陣幹部・取締役の指名、評価、報酬決定に当たっては、客観性及び透明性を高めるために、取締役会の諮問機関において社外役員を中心に審議を行う方針です。

具体的な手続きとして、毎期、指名委員会、評価委員会、報酬委員会にて審議し、取締役会にて決議しております。指名委員会では代表取締役社長の選任について、評価委員会では取締役の実績評価、評価基準について、報酬委員会では取締役の実績評価に基づく報酬額、取締役及び執行役員の報酬水準・制度について、それぞれ審議・答申の上、取締役会に具申しております。役員報酬額については、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役については評価委員会、報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて、監査役については監査役の協議に基づき決定しております。個々の報酬水準については、外部のデータベースサービスをもとに世の中の大手企業の役員報酬水準（監査役は常勤/非常勤監査役の報酬水準）をベンチマークとして設定しております。

なお、各委員会ともに社外取締役を委員長とし、かつ、構成員の過半を社外役員としております。

(5) 取締役及び監査役の個別の選任理由

【コーポレートガバナンス・コード 原則 3-1 (5)】

峰岸真澄氏は、平成 24 年よりグループ CEO に就任し、強いリーダーシップを発揮してグループ全体の経営を統括してきており、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断していることから、取締役として適任と考えております。

池内省五氏は、平成 24 年より当社取締役に就任し、経営企画、人事、海外事業統括、R&D 等の様々な任務を通じて豊富な経験と知識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断していることから、取締役として適任と考えております。

佐川恵一氏は、平成 23 年より当社取締役に就任し、経理、財務、法務、コーポレートコミュニケーション、事業統括等の様々な任務を通じて豊富な経験と知識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断していることから、取締役として適任と考えております。

藤原章一氏は、常勤監査役として取締役の職務の執行を適切に監査しており、また当社にて長年執行役員等として経営に関わり、主に情報システム関連業務等を通じて豊富な経験、知識を有していることから、常勤監査役として適任と考えております。

長嶋由紀子氏は、当社にて長年執行役員等として経営に関わり、主に人事関連、及び結婚領域・派遣領域における事業執行等を通じて豊富な経験、知識を有していることから、常勤監査役として適任と考えております。

その他の社外取締役及び社外監査役につきましては、2-1 の【取締役関係】及び【監査役関係】にて選任理由を記載しております。

(6) 取締役会全体の実効性に関する分析・評価

【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-12、補充原則 4-11-3】

2017 年 3 月期に開催した取締役会について、以下要領で自己評価を実施いたしました。

ア. 実施内容

- ・ 対象者：当社取締役および監査役（計 10 名）
- ・ 実施期間：平成 29 年 3 月末から平成 29 年 4 月中旬
- ・ 概要：「取締役会の役割・責務の妥当性」「取締役会の機関設計・構成の妥当性」「取締役会メンバーの資質・知見の妥当性」「取締役会の審議の有効性」「執行役員を兼務する取締役間、の、牽制・監督機能の有効性」「株主等のステークホルダー観点での審議の適切性」等に関する設問および自由記載によるアンケートの集計結果を踏まえ、必要に応じて個別インタビューを実施

イ. 分析及び評価結果

- ・ 取締役会は、審議に当たり妥当な機関設計・構成・資質・知見を備えている。
- ・ 取締役会付議基準の設定レベルは適切であり、資料の事前配布や共有方法の拡充について積極的かつ継続的に実施している。
- ・ 取締役会では、自由闊達な審議がなされている。

以上より、当社取締役会は、業務執行にかかる意思決定および監督の両面において、適切な役割・責務を果たしていると評価いたします。

分析評価の過程で、中長期的な企業価値向上に向け、取締役会における議案および論点の精度を一層高める事で実効性の向上を図るべきとの建設的な意見がありました。今後は、取締役会の更なる審議の深耕と実効性の向上に取り組んでまいります。

(7) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-14、補充原則 4-1、4-2】

新任の取締役・監査役に対しては、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略、重点監査項目等の基本情報を共有しております。加えて、拠点訪問を通じた事業理解の促進の場を適宜設けているほか、社外役員に対しては、主要事業の事業戦略を担当執行役員から共有するなどの取組みを行っております。また適宜、経理財務やリスクマネジメント等のテーマを取り扱う外部セミナーへの参加や、外部講師を招いての勉強会を開催しております。

(8) 政策保有株式に関する方針

【コーポレートガバナンス・コード 原則 1-4】

原則として、事業運営観点で保有目的があると判断した取引先の株式については保有いたしますが、取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

政策保有株式の議決権の行使については、議案内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。当該議案が株主利益を著しく損ねる内容である場合は、肯定的な判断を行いません。議案について反対票を投じた場合は、取締役会にその旨を報告します。

(9) 関連当事者間の取引方針

【コーポレートガバナンス・コード 原則 1-7】

当社取締役による関連当事者間取引は、取締役会の承認事項とし、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性等について確認しております。また、当社役員及び重要な子会社の役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族（所有会社とその子会社含む）と当社もしくは当社子会社間の一定金額以上の取引についてモニタリングを行うとともに、重要性が高い取引については、有価証券報告書において開示しております。

(10) 情報入手と支援体制

【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-13】

取締役・監査役が必要な情報を適宜入手できる体制を整えております。また人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスを重視したガバナンス体制の構築のため、社外取締役を選任するとともに、取締役会及び取締役を監査役が監査する監査役設置会社形態を採用しております。あわせて、株主等のステークホルダーに対する説明責任、経営全般への助言、業務執行に対する牽制等の観点から、社外取締役及び社外監査役を任用し、取締役会直下に指名・評価・報酬等の各種委員会を設置することにより、経営監督機能を強化しております。

その一方で、迅速な意思決定の実現に向けて、取締役を兼務する執行役員を設置し、重要な業務執行の決定の一部を権限委譲しております。

社外取締役の取締役会における発言内容や監査役会の機能状況に鑑みると、現在のコーポレート・ガバナンス体制は合理的に機能していると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
方針	【コーポレートガバナンス・コード 原則 1-2】 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることから、株主総会関連日程の適切な設定、招集通知の早期発送、招集通知の発送前における電子的公表、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等により、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行っております。
株主総会招集通知の早期発送	第 57 回定時株主総会の招集通知は、法定期日の 7 日前（＝法定期日の 5 営業日前）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第 57 回定時株主総会は、2017 年 6 月 20 日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を採用し、パソコン・スマートフォン・携帯電話を通じて議決権を行使することを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。

招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知の発送前に、当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 5-1】</p> <p>IR 業務を担当する役員および IR 業務を専任で担う部署として IR 推進室を設置することで、株主との対話を促進するための体制を整備しております。基本的な方針として、機関投資家からの面談依頼に対しては合理的な範囲で応じることとし、個人株主からの問い合わせについても窓口を設けて対応しております。</p>	
経営戦略や経営計画の策定・公表	<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 5-2】</p> <p>当社は、調整後 EPS (注 1) の 3 年 CAGR (年平均成長率) を一桁後半で成長させることを経営目標としております。その達成に向けて EBITDA を重要指標に設定し、各事業年度毎に計画値を策定し公表しております。</p> <p>また当社は、借入による資金調達を有効に活用しつつ、国内格付機関による格付を意識した財務の健全性を維持することを財務方針としております。</p> <p>さらに、資本効率の目安として、投資案件については厳格な基準を設けるとともに、ROE で 15% の水準を目安に設定している旨を開示しております。</p> <p>(注 1)</p> <p>調整後 EPS : 調整後当期利益 ÷ (期末発行済株式数 - 期末自己株式数)</p> <p>調整後当期利益 : 親会社の所有者に帰属する当期利益 ± 調整項目* (非支配持分帰属分を除く) ± 調整項目の一部に係る税金相当額</p> <p>*調整項目 : 企業結合に伴い生じた無形資産の償却額 ± 非経常的な損益</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明	<p>四半期毎に、代表取締役社長または取締役・IR 業務を担当する役員が説明を行う決算説明会を実施しております。</p>	あり

会を実施	また、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティング等を実施しております。	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算説明会と合わせて、必要に応じて海外機関投資家向けの電話会議を行っております。 また、海外機関投資家訪問という形式も含め、スモールミーティングや個別ミーティング等を実施しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページを通じ、四半期決算開示やアニュアルレポート、東証への適時開示資料等を中心に、投資家の投資判断に資する重要な情報の積極的な開示に努めております。 また、海外投資家向けに日本語と同質・同タイミングでの英文による資料開示も行っております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当の部署として IR 推進室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 2-2】</p> <p>当社グループでは、「リクルートグループ経営理念」に基づきグループ CSR 方針を策定しています。その中に掲げる CSR の 5 つの重点テーマの実現に向けて、「私たちが出来ること、やるべきこと、挑戦すべきことを、ステークホルダーと連携し、実行していきます。」と明記しています。</p> <p>またリクルートグループの役員および従業員が社会の中の一員として活動するにあたり守るべき精神として、倫理綱領を制定しております。同綱領は 13 条からなり、「社会の一員としての節度ある行為」「法律の遵守」「契約の遵守」「公正な商行為」「官公庁等の職員との公正な関係」「情報の適切な取扱」「知的財産の保護」「業務と責任の明確化」「企業内容の適正な広報」「人権の尊重と差別の排除」「働きやすい職場環境の確保」「反社会勢力との絶縁」「地球環境保護や公共活動への積極的な取組み」について規定されています。</p>
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>【コーポレートガバナンス・コード 原則 2-3】</p> <p>2014 年 4 月、リクルートグループは経営理念として掲げる“一人ひとりが輝く豊かな世界”を実現するために、グループ CSR 方針を再整理し、それらに基づいた CSR への取り組みを始めました。リクルートグループは、「事業で社会に貢献する」を CSR の中心に、事業発展と共により大きくなる「社会からの期待」と「企業市民としての責任」に応え続けていきます。また、「CSR5 つの重点テーマ」に基づき、私たちが出来ること、やるべきこと、挑戦すべきことを、ステークホルダーと連携し、実行してい</p>

	<p>ます。</p> <p>「CSR5つの重点テーマ」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 働く機会を創り、輝く人を増やす。 (2) 多様な生き方・暮らし方を支援する。 (3) 将来を担う人材の可能性を引き出す。 (4) 時代にあう働き方を自ら実践し広める。 (5) 人権を尊重し、環境を守る。 <p>環境に対しては、2010年4月に、4つの取り組みを約束する環境ビジョン「more eco more smile (モアエコ モアスマイル)」を定め、事業や商品・サービスを通じて、地球環境保全活動の輪を広げ、持続可能な社会の実現の貢献に努めてきました。ISO14001の取得などにより継続的な環境活動を行っています。</p> <p>CSR活動等は当社ホームページにて公開しています。</p> <p>日本語: http://www.recruit.jp/company/csr/ 英語: http://www.recruit-rgf.com/csr/</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>倫理綱領の第9条（企業内容の適正な広報）にて、「私たちは社会の一員として活動するために、私たちの考え方や活動及び商品の内容を正確に社会に対して広報していきます。」と定めています。</p> <p>当社グループは、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政、地域社会等をステークホルダーとして捉え、情報発信、対話の場などを通じ、双方向でのコミュニケーションを行っています。サステナビリティ委員会に社外の有識者をお招きする他、リクルートグループのCSR方針や事業へのご意見・期待についての個別ヒアリング、NPO中間支援団体を通じて様々な立場の方に参加頂くグループダイアログなどを実施しています。また、ホームページ内の「CSRマネジメント」コンテンツにおいて、ステークホルダーの定義・関わり方について記載しています。 http://www.recruit.jp/company/csr/sustainability/governance/management.html</p>
<p>その他</p>	<p><社員のダイバーシティ> 【コーポレートガバナンス・コード 原則2-4】</p> <p>リクルートグループでは、経営理念である「個の尊重」の実現に向けて、まずは男女の性差なく従業員一人ひとりが能力を余すことなく発揮できることが重要であると考えています。このため、2006年から女性従業員の活躍推進を目的として、ダイバ</p>

ーシティに取り組んできました。

2007年からは事業所内保育園「And's (アンズ)」の設置等“両立支援”をテーマとし、安定的に働ける環境整備を進めてきました。2010年からは“両立支援”に加え、管理職等、経営の意思決定層に女性を任用する“活躍支援”を重点テーマとして活動してきました。2012年10月のガバナンス体制の変更後は、それまでリクルートが取り組んできた各種施策をリクルートグループ国内主要企業（※）を対象とし、グループとしてダイバーシティを推進する体制構築に努めています。

取り組みの結果、ワーキングマザー比率、女性管理職比率ともに増加傾向にあります。

- ・女性社員比率 45.1% (2017年4月時点)
- ・女性社員に占めるワーキングマザー比率 22.7% (2017年4月時点)
- ・女性管理職比率 24.7% (2017年4月時点)

2012年9月、「リクルートグループの国内主要企業において、経営の意思決定に関与（執行役員あるいは同等の権限を保有）している女性比率を『2015年4月までに10%以上』とする」任用目標を設定し、2015年4月に目標を達成しております。2017年4月の比率は12.8%となっております。

また、2015年以降の中期目標として「リクルートグループの国内主要企業において、女性課長比率を『2018年4月までに30%以上』とする」任用目標を設定しました。2016年4月の実績は24.4%、2017年4月の実績は27.0%となっています。任用目標達成に向け、女性の意識の向上、マネジメント力の強化、働き方の進化を進めてまいります。

※上記文中にある“国内主要企業”は下記の企業を指します。

- (株) リクルートホールディングス
- (株) リクルートキャリア
- (株) リクルートジョブズ
- (株) スタッフサービス・ホールディングス
- (株) リクルートスタッフィング
- (株) リクルート住まいカンパニー
- (株) リクルートマーケティングパートナーズ
- (株) リクルートライフスタイル
- (株) リクルートコミュニケーションズ

(株) リクルートアドミニストレーション

(株) リクルートテクノロジーズ

IV. 内部統制システム等に関する事項【コーポレートガバナンス・コード 原則 2-5】

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」）の業務の適正を確保するための体制

（2017年3月29日開催の取締役会で決議）の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社に社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループ全体における重要な意思決定を行う。
 - イ. 当社に社外監査役を含む監査役会を設置する。当社の各監査役は、当社監査役会が定めた監査基準のもと当社の取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、当社の取締役の職務執行の監査を行う。
 - ウ. 当社に社外取締役を議長とした指名委員会、評価委員会及び報酬委員会を設置し、当社の取締役及び執行役員の指名又は選任、評価及び報酬等について審議を行う。
 - エ. 「リクルートグループ倫理綱領」を制定し、当社グループの全ての役職員等に周知させる。
 - オ. 当社子会社の自主独立の精神を尊重しつつ、一体的なグループ経営を実現するため、意思決定、リスクマネジメント及びコンプライアンス等に関する当社グループ統一の規程として「リクルートグループ規程」を制定する。
 - カ. リクルートグループ規程に定める重要事項については当社の関連部署との事前確認又は事後報告を義務付ける。
 - キ. 当社グループは、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。
 - ク. 当社の取締役会は、当社グループ全体における内部統制推進責任者を任命した上、内部統制所管部署を設置し、当社グループの内部統制の整備状況及び問題点の把握に努める。
 - ケ. 当社子会社の代表取締役社長は、当社子会社における内部統制体制を構築する。
 - コ. 当社の内部統制所管部署は、各 SBU 及び子会社各社と連携の上、当社グループの業務の適正の確保を横断的に推進する。
 - サ. 当社子会社には、原則として、監査役又は監査担当取締役を当社より派遣し、当社子会社の取締役の職務の執行を監査する。
 - シ. 当社に代表取締役社長兼 CEO 直轄の内部監査所管部署を設置し、当社グループの役職員等による業務が法令、定款又は規程に違反していないか監査する。
 - ス. 内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、当社グループの役職員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に当社又は当社子会社の内部統制所管部署に情報伝達する体制を構築する。報告又は通報を受けた内部統制所管部署は、その内容を調査し、

対応策を当社グループ内の関係部署と協議の上決定し、実施する。

セ. 代表取締役社長兼 CEO を議長とするコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスの状況の確認及び対応方針の審議を行う。

ソ. 当社グループの役職員等に対し、コンプライアンスに係る教育啓発活動を実施する。

タ. 当社グループ内における内部統制上の違反行為に対しては、厳正に処分する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 「文書および契約書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び経営戦略会議議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料と共に保存する。

イ. 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書および契約書管理規程」の定めるところによる。当社の取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能な方法で保存する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社グループのリスク管理を体系的に定める「リクルートグループリスクマネジメント規程」及び「リクルートグループエスカレーションルール」を制定する。

イ. 当社グループとして重点的に取り組むリスク、対策責任者及び対策の方針を、当社のリスク統括所管部署担当取締役を議長としたリスクマネジメント委員会において審議した上で、当社の取締役会で決定する。

ウ. 当社グループ全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、危機対策本部を立ち上げ、対応を進める。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会又は経営戦略会議は、当社グループの全ての役職員等が共有する目標を定め、浸透を図ると共に、この目標の達成に向けて当社グループの各部門が実施すべき具体的な目標を定める。当社の各部門の担当執行役員は、この目標の達成に向けて効率的な達成の方法を定め、実行する。

イ. 当社の取締役会は、定期的に当社グループの目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を実現する。

ウ. 当社 CEO の諮問機関として経営戦略会議を設置し、当社グループ全体の経営に関して必要な事項の協議を行う。

エ. その他、当社の取締役会又は経営戦略会議の諮問機関として、経営諮問委員会、サステナビリティ委員会、リクルートグループ投資委員会等の専門性を持った委員会を設置する。

- (5) 財務報告に係る内部統制の信頼性の確保のための体制
 当社グループは、「リクルートグループ J-SOX 基本規程」を定め、金融商品取引法に定める内部統制報告制度に準拠した財務報告に係る内部統制システムの構築を図る。
- (6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 ア. 当社は、当社内に、各子会社を統括する部門を設置する。当社子会社の取締役等は、各統括部門の求めに応じ、定期的に業績及び事業戦略の遂行状況を報告する。
 イ. 当社の取締役、執行役員及び主要な子会社の代表取締役社長等と定期的に経営情報の共有を図るほか、随時当社グループの経営にかかわる方針の協議を行う。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 当社の監査役の職務を補助する者として「監査役補佐担当」を任命し、正式に人事発令を行う。
- (8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 当社の監査役補佐担当は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものとし、その選任、異動、評価及び懲戒については、当社の監査役会の意見を尊重する。
- (9) 当社の監査役への報告に関する体制
 ア. 当社グループの役職員等及び会計監査人は、各社の監査役に次に定める事項を報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できるように体制を整備する。
 ・ 経営状況として重要な事項
 ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 ・ 重大な法令及び定款違反
 ・ その他内部統制上重要な事項
 イ. 当社の内部監査所管部署及び当社子会社の監査役又は監査担当取締役は、当社の監査役に対し、定期的に当社グループの内部統制上の課題について報告する。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社は、当社グループ各社の監査役もしくは監査担当取締役、内部統制所管部署又は内部監査所管部署に対して報告をした者が、当該報告を理由に、当社及び当社子会社から解雇又は不当な配置転換等の不利益な処遇を受けることは一切ないことを社内規程等で定める。

- (11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役会が職務の執行上必要としてあらかじめ予算を計上した費用について負担するほか、当社監査役会は、緊急又は臨時に要する費用についても当社に請求することができ、当社はこれを負担する。

- (12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力との関係に対する基本方針

当社グループは、「リクルートグループ倫理綱領」において、社会から批判を浴びる反社会的勢力への関与を断固として遮断すること、また、「リクルートグループ内部統制基本方針」において、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断し、事案発生時の対応に係る規程等の整備を行うとともに、不当要求等への対応を所管する部署を定め、外部専門機関とも連携し、法令に則して毅然と対応することを明文化しており、全役職員の指針としております。

- (2) 反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取り組み

反社会的勢力チェックの社内体制整備の方針・基準

ア. 反社会的勢力対応部署の設置

反社会的勢力からの不当要求等への対応を所管する部署として当社総務所管部署（以下「対応責任部署」）を設置しております。

イ. 反社会的勢力からの不当要求等への対応

不当要求等が行われた場合には「リクルートグループ反社会的勢力対応規程」にしたがって、当社グループの各社で選任した「有事対応者」が直ちに対応責任部署に報告し、連携して不当要求への対応、交渉及び面談を行います。「有事対応者」には「不当要求防止責任者講習」の受講機会を設け、原則的に参加することを義務付けております。

ウ. 反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制の確立

取引先の反社会的勢力の該当有無の確認のため、当社審査統括所管部署が情報収集を行うことで、当社グループ独自の反社会的勢力に関するデータベースを構築しております。

エ. 外部専門機関との連携体制の確立

当社グループは、反社会的勢力への対応や情報収集に関して、外部専門機関との連携を図っております。

オ. 規程及びマニュアルの策定

当社グループは、「リクルートグループ反社会的勢力対応規程」等の関係規程及びその運用ガイドラインを整備するとともに、有事の際の対応マニュアルを作成し、グループ各社に配布をしております。

カ. 暴力団排除条項の導入

取引に使用する契約書等には、反社会的勢力との取引の排除及び契約解除を容易にさせる趣旨の「暴力団排除条項」を盛り込んでおります。

V. その他

1. 資本政策に関する事項

【コーポレートガバナンス・コード 原則 1-3、1-6】

原則として既存株主の利益を不当に害するような資本政策は実施しない方針です。当社は株主還元の方針として、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本として位置づけ、業績の動向や将来の成長投資に必要となる内部留保の充実や財務基盤の確立を総合的に勘案した利益還元を行うこととし、配当性向目標を「親会社の所有者に帰属する当期利益から非経常的な損益等の影響を控除した上で30%程度」を目安に設定しております。加えて、資本効率性の方針として、ROEで15%を目安としております。

また支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会で十分に検討した上で、適正な手続を確保しつつ、株主にその必要性や合理性について十分な説明を行う予定です。

2. 買収防衛策導入の有無【コーポレートガバナンス・コード 原則 1-5】

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

3. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制について】

(1) 適時開示に関する基本方針

当社では、投資家に対して適切な投資判断のための重要な情報を適時・適切に開示することを基本方針としております。

(2) 適時開示体制

当社は、当社の各部署及び主要子会社等に、適時開示情報を収集する担当者を配置しており、情報収集のための統括部署として開示業務を所管するIR推進室を設置しております。また、適切な開示判断と開示内容の正確性を確保することを目的として、IR業務を担当する役員を議長とし、関係部署の責任者により構成される適時開示委員会を設置し運営しております。

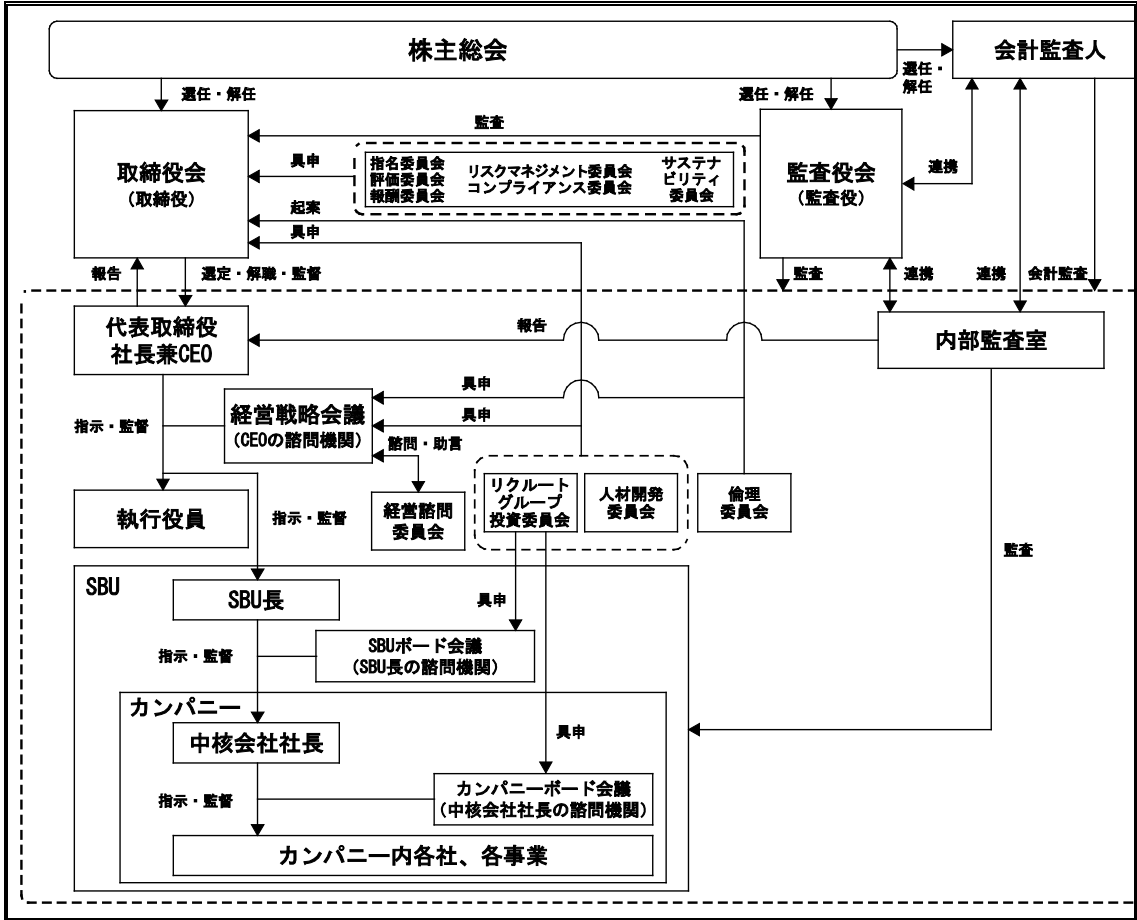
開示業務を所管するIR推進室が、適時開示業務に係るガイドラインを作成し、実施すべき開示

基準や手続きについて定め、各部署及び主要子会社等に周知徹底させることにより、適切な適時開示業務の運営を行っております。

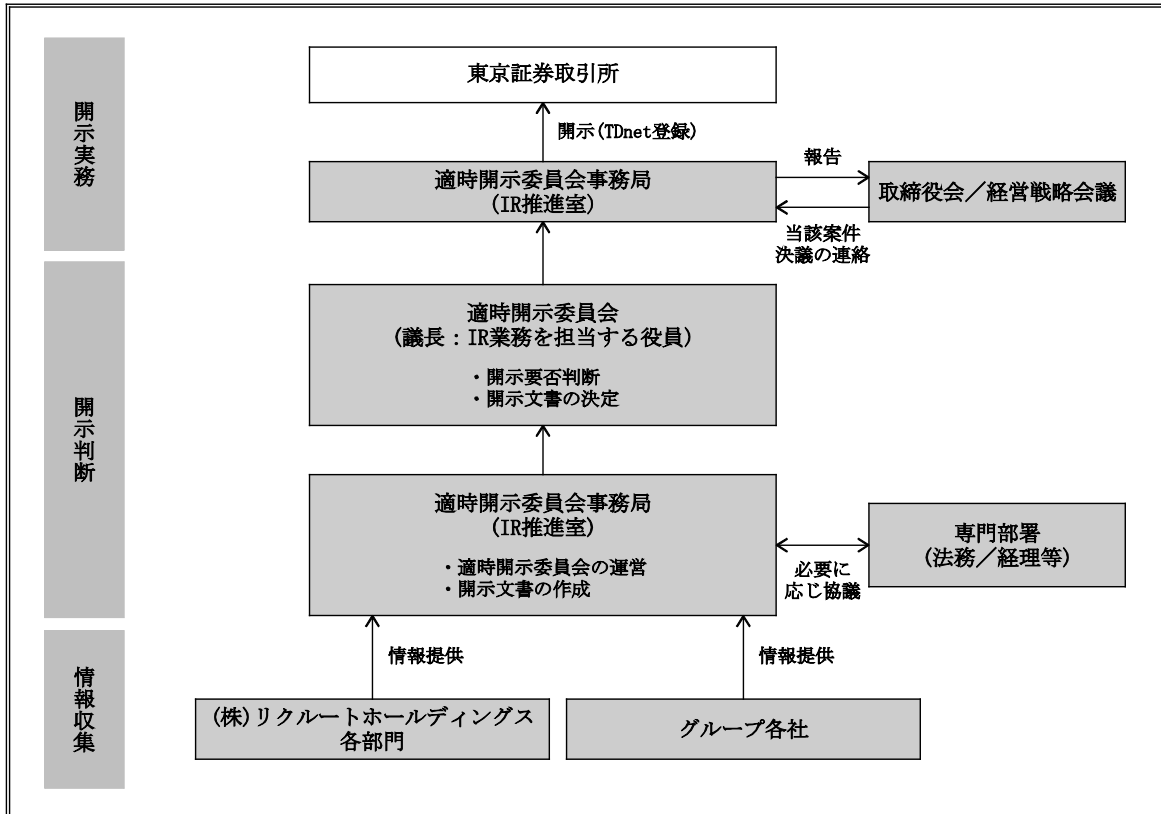
(3) 株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況

株主が当社グループに関する主要な情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するために、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示に加え、当社が独自に定めた開示基準に基づく任意での開示も積極的に行っております。開示情報は、東京証券取引所のウェブサイトのほか、当社ホームページでも閲覧可能です。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】



以上